

京都市告示第 428 号

平成11年3月29日京都市告示第402号（有料公園施設の供用日及び供用時間）の一部を次のように改め、平成20年4月1日から施行します。

平成20年3月19日

京都市長 門川大作

「

上鳥羽公園野球場	同	上	午前6時から 午後7時まで
----------	---	---	------------------

」

を

「

上鳥羽公園野球場	同	上	午前6時から 午後7時まで
桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場	同	上	午前9時から 午後7時まで
桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場	同	上	同 上
桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場	同	上	同 上
桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場	同	上	同 上
桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート	同	上	同 上

」

に、

「

桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場	同	上	午前9時から 午後7時まで
桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場	同	上	同 上
桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場	同	上	同 上

桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場	同	上	同	上
桂川緑地久我橋東詰公園テニスコート	同	上	同	上

を

「

宝が池公園子どもの楽園有料駐車場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後4時30分まで
------------------	--------------------	---------------------

に改めます。

(建設局水と緑環境部緑地管理課)